

# 平安時代における緑釉陶器の生産・流通と消費

尾張産を中心に 尾野善裕

Green-Glazed Ceramics: Production, Distribution and Consumption in the Heian Period: Centering Production of the Owari District

はじめに

- ① 研究史の整理と問題点の所在
- ② 考古資料にみる緑釉陶器の生産・流通・消費と官
- ③ 文献資料にみる緑釉陶器の生産・流通・消費と官
- ④ 九世紀の尾張における緑釉陶器生産体制  
まとめ

## 【論文要旨】

平安時代の国産緑釉陶器をめぐる過去の研究では、考古資料に対する歴史的評価や、文献資料の解釈が論者によって大きく異なっている。それにもかかわらず、緑釉陶器が多く出土する遺跡は、官衙かそれに準ずるような〈公的施設〉である、となぜか漠然と信じられているように見受けられる。

しかし、実際の出土事例を検討してみると、地方では、国衙など官衙近辺での緑釉陶器の出土は少なくないが、必ずしも政庁など官衙中枢部からの出土が多いわけではないことが判る。また、平安京とその近郊で、九世紀代の緑釉陶器が多く出土するのは、冷然院・嵯峨院・淳和院など天皇家関係者の邸宅跡であり、これらは厳密な意味での〈官〉に属するものではない。むしろ、これらが私的邸宅と評価すべき性格のものでもあることを考慮すると、そこで使用されていた緑釉陶器についても私的奢侈品である可能性が考えられる。

一方、緑釉陶器生産工人の官人登用を示すものとされている『日本後紀』の弘仁六年条や、緑釉陶器の貢納規定である『延喜式』の年料雑器条などの文献資料も、それ自体が、〈官〉による緑釉陶器生産の直接経営を証明するものではない。

こうした検討結果を踏まえた上で、改めて考古資料を眺めてみると、尾張地域の窯跡から、「淳和院」と記された緑釉陶器生産に関わる窯道具が出土していることが注目される。この窯道具の存在は、緑釉陶器の中に、生産段階から私的経済活動体である〈院〉への供給を前提とされていたものがあることを示しており、官営工房以外での緑釉陶器生産の存在が推測されるとともに、淳和院などの〈院〉自体が、その経営母体であった可能性も考えられよう。

## はじめに

本稿では、平安時代の国産鉛釉陶器である緑釉陶器、その中でも特に尾張地域産のものに焦点を当てて、生産・流通と消費について考えてみたいと思う。緑釉陶器を対象とする理由は、これが平安京をはじめとして、各地の国府など古代における〈都市的〉な遺跡から多く出土する遺物であり、共同研究「古代・中世の都市をめぐる流通と消費」に適した検討材料だと考えたからである<sup>1)</sup>。また、緑釉陶器の中でも、ことさら尾張地域産のものを取り上げるのは、筆者の関心によるのも大きい。関係すると見られる古い文献上の記事がいくつか知られており、考古資料のみならず文献資料からの検討が可能であるという点で、やはり学際的研究を目指している国立歴史民俗博物館の共同研究として相応しいと思ったことによる。

以下では、まず研究史の整理を通して研究の現状を把握し、次に平安時代の緑釉陶器の生産・流通・消費について筆者の考えるところを述べることとしたい。なお、共同研究のテーマが「古代・中世の都市をめぐる消費と流通」となっているにもかかわらず、本稿表題に「生産」を加えているのは次のような理由による。

考古資料の場合、沈没船などごく少数の例外的事例を除いて、流通過程そのものを示すような痕跡は極めて残りにくい。このため、考古資料から流通を考えようとするならば、供給源としての生産遺跡と使用・廃棄の場である消費遺跡からの出土遺物を対比して、そこから推測をせざるをえないのが実状である。流通を考える上で生産を無視できない大きな理由はここにあるが、一般論としてモノは生産段階でどのような流通経路に乗せられるかが決まっている場合が少なくないことにも注意しておく必要があるだろう。なぜなら、具体的な流通経路自体を明らかに

することができなくても、そのモノの生産が貢納生産であるのか商品生産なのか、商品生産である場合、購買層が不特定多数なのか特定客からの注文生産なのかといった生産体制を明らかにすることができれば、流通機構（システム）がいかなるものであったのかを推測するには、充分役立つ手掛かりとなるはずだからである。

### ① 研究史の整理と問題点の所在

日本の考古学研究の中では、歴史時代の土器・陶磁器研究は、先史時代の土器研究と較べると、圧倒的に立ち遅れてきた。しかし、その中で緑釉陶器を含む鉛釉陶器の研究は比較的早くから注目され、研究が進められてきた分野である。一九五〇年代には早くも、影山春樹・小山富士夫・藤岡了一らによって出土地名の一覧が公表されている〔影山一九五一・一九六〇、小山一九五五、藤岡一九五七〕。もともと、この段階での研究は未だ事例集成的側面が非常に強く、消費と流通に関しては、「総じて京都地方平安期の寺院では緑釉陶は普通に使用されていたと見てよい」あるいは「従来、彩釉陶の遺例は近畿以外は極めて希少であると思われるのであって、…（中略）…総じて奈良後期から平安前期に亘り、各地の佛寺・貴族の間に流行していた」（藤岡一九五七）といった印象が述べられるにとどまっている。

続く一九六〇年代から一九七〇年代にかけて緑釉陶器を含む鉛釉陶器の研究を推し進めたのは、榑崎彰一と田中琢の二人である。一九六六年以降に相次いで発表された榑崎の諸論考〔榑崎一九六六・一九六七・一九六九・一九七一・一九七三・一九七四・一九七六a・一九七六b・一九七七a・一九七七b・一九七九a・一九七九b〕で言及されている論点は非常に多岐にわたっているが、これを整理すると次のようになる。

1 奈良時代には畿内の官営工房で保持されてきた鉛釉陶器生産技術が、律令体制の弛緩に伴い九世紀頃周辺地域へ拡散した(生産体制)

2 奈良・平安時代を通して、鉛釉陶器はいずれも祭儀に際して用いられたもので、日常容器ではない(消費形態)

3 『日本後紀』のいわゆる〈弘仁瓷器〉に関する記事<sup>(2)</sup>については、尾張における緑釉陶器生産の開始が弘仁年間まで遡らないことを理由に灰釉陶器に関するものであるとし、尾張の国衙工房における高度な灰釉陶器生産の達成を記念・顕彰したものとす(文献解釈)

4 延喜民部下式年料雑器条に、尾張国からの貢納が規定されている「瓷器」については、灰釉陶器のみとするか、緑釉陶器も含めるかの間で解釈が揺れ動いている(文献解釈)

こうした榑崎の所説は、主に尾張地域における猿投山西南麓古窯跡群(猿投窯)・尾北古窯跡群(尾北窯)といった生産遺跡(窯跡)の発掘調査成果を基盤に議論を展開したものであったが、田中琢は文献資料である『造佛所作物帳』の分析と都城での発掘調査成果を基に次のような論陣を張った(田中一九六七・一九七四・一九七九)。

1 鉛釉陶器は、八世紀には小規模な官営工房で閉鎖的に生産されていたが、九世紀に生産体制が崩壊的変貌を遂げ、後に私営工房でも生産されるようになった(生産体制)

2 鉛釉陶器は、平安時代になると畿外にも著しく普及し、奢侈品ではあっても日常生活の中で使用される食器に転化した(消費形態)

3 いわゆる〈弘仁瓷器〉については、緑釉陶器を指しているとし、『日本後紀』の記事は、国家による畿内の鉛釉陶器生産の官営工房補強策を記録したものとす(文献解釈)

4 延喜民部下式年料雑器条に、尾張国からの貢納が規定されている「瓷器」については、灰釉陶器である可能性を示唆(文献解釈)

この榑崎と田中の所説を較べてみると、緑釉陶器の消費形態といわゆ

る〈弘仁瓷器〉の記事についての解釈では、全く異なった見解を示しているにもかかわらず、平安時代には律令体制の弛緩の中で奈良時代以来の官営工房による鉛釉陶器生産体制が変質していたとする点では、ほぼ共通していることが判る。こうした認識の背景には、九世紀以降律令体制が弛緩していくという、当時文献史学側から提示されていた歴史観が大きく作用していたと思われるが、いまその点には立ち入らない。ただ、一九七〇年代以降の研究では、支持するしないにかかわらず、これら一連の論考で示された見解に対する論評を通して議論が展開されており、その意味で榑崎説・田中説は以後の研究の基礎になったものと評価することができよう。

さて、一九七〇年代以降、尾張産緑釉陶器の生産・流通・消費に関する議論には多くの論者が参加しているが、一九七一年に出された高島忠平の問題提起(高島一九七二)を受けて、尾張産の緑釉陶器を含む施釉陶器の生産開始年代について論争が巻き起こったこともあり、多様な見解が提示されている。個々の論者の所説を比較してみると、ある論点では一致しているものの、別の論点では全く異なっているといった具合に、非常に複雑な様相を呈している。そこで、次に各論点ごとに過去のどのような考え方が示されているのかを見ておくこととする。

### 1 平安時代における緑釉陶器の生産体制

奈良時代以来の鉛釉陶器生産に関する官営工房体制が、律令体制の弛緩の中で変貌したとする榑崎・田中の説については既に紹介したが、そうした変化がいつ起き、どう変わったのかについては、ほとんど触れられていなかった。一九七〇年代以降の研究では、この点についての積極的言及がみられるようになる。星野達雄は、基本的に田中説を支持しつつもさらに一歩踏み込み、一〇世紀初頭には官営工房体制は存在せず、緑釉陶器を含む施釉陶器は商品生産であったとした(星野一九七七)。

また、田中琢も一九八四年に発表した論考の中で、一〇世紀には官営工房における鉛釉陶器の生産は終焉していたとする見解を述べている〔田中一九八四〕。

こうした非官営工房体制を強調する意見に対して、巽淳一郎は鉛釉陶器生産が中世に繋がっていないことなどを根拠に、緑釉陶器生産は平安時代を通して一貫して官の直営方式で閉鎖的に行われていたとする考え方を提示した〔巽一九八三〕。また、山下峰司は『日本後紀』や『延喜式』などの検討を通して、尾張における緑釉陶器生産を、国衙工房の生産体制であることを明瞭に看取できる稀有の例と評価した〔山下一九九二〕。一方、前川要は九世紀代には猿投窯自体が官営工房であり、国衙を通して国家権力が関与する形で緑釉陶器の生産が行われていたものの、九世紀末から一〇世紀にかけて国衙機構の衰退と共に官営工房が解体したとし、一〇世紀代については星野・田中説と共通する見解を示した〔前川一九八七・一九八九〕。こうした九世紀代における国衙あるいは国家権力の強い関与を認めつつも、一〇世紀代に緑釉陶器生産体制の変化を想定する考え方は、その後も柴垣勇夫・高橋照彦らによって主張されるが、高橋は一〇世紀以降弱まりつつも、なお国家権力や国衙の関与が残っていたとする点で、前川とは異なった見解を示している〔柴垣一九九三・一九九七、高橋一九九四・一九九五〕。

以上の諸説を大雑把にまとめると、一〇世紀代については商品生産とする考え方から官の直営であったとする考え方まで幅があるものの、九世紀代については大半の論者が国家権力や国衙機構の関与を想定している点で一致していることが判る。ただし平尾政幸は、九世紀前葉の段階で官の直接的な生産管理の及ばない生産組織が生み出される環境が整っていたことを指摘しており、九世紀にも国家権力や国衙機構の関与しない生産体制が存在していた可能性を示唆している〔平尾一九九四a〕。

## 2 平安時代における緑釉陶器の消費形態

前述のように、榑崎彰一が緑釉陶器を祭祀ないし祭儀に用いられたものとしたのに対し、田中琢は奢侈品ではあっても日常生活の中で使用された食器であると主張し、意見は完全に割れている。一九七〇年代以降の研究では、一部に祭祀具としての性格を認めつつも、実用の食器であったとする意見が多数を占めており〔巽一九八三・一九八五・一九九四、平尾一九九〇b・一九九四a・一九九四b、柴垣一九九三、高橋一九九七a〕、基本的には田中説が支持されている状況にある。ただし、実用の食器であったとする論者の中にも、巽淳一郎のように日常什器と評価する見解から、高橋照彦のように儀式や国家的な饗宴などで権力表象の道具として多用されたとする見解まで幅があり〔高橋一九九四・一九九七b〕、少数ではあるが、前川要のように、器形的な共通性から金属製密教法具の代替品としての性格を強調する意見も出されている〔前川一九八七〕。また、実用の食器とする説が相次いで出された後も、榑崎は祭祀具・儀器説を撤回しておらず〔榑崎一九九八〕、依然として諸説が並立している状態にある。

## 3 『日本後紀』のいわゆる「弘仁瓷器」の記事の解釈

この記事の解釈、特に「瓷器」が緑釉陶器（鉛釉陶器）を指すのか、灰釉陶器であるのかについては、かなり早くから興味・関心が持たれてきたようである。赤塚幹也によって緑釉陶器である可能性が示唆されるなど、一九三〇年代には既にこの記事の存在が注目されている〔赤塚一九三五〕。しかし、この段階では未だ充分な論拠が示されるに至っておらず、本格的な議論は田中琢・榑崎彰一以降展開されるようになったと言える。

まず田中琢は、八世紀末から九世紀にかけて奈良三彩が消滅してゆき、

緑釉陶器が増加するという国産鉛釉陶器の単彩化傾向の中に、官営工房体制の弛緩・衰退を読み取り、〈弘仁瓷器〉の記事は国家による鉛釉陶器（緑釉陶器）製作にかかる官営工房の維持・補強策を記したものとした（田中一九六七・一九七四）。また赤塚幹也も朝廷で用いる鉛釉陶器（緑釉陶器）の製作技法を尾張地域出身の工人に伝習させ、洛北の地で焼造させたことを記したものだとし、やはり〈弘仁瓷器〉は緑釉陶器であると論じた（赤塚一九六九）。さらに、星野達雄も基本的に田中説を支持する立場から議論を展開している（星野一九七七）。

これに対して榑崎彰一は、記事の舞台が尾張の国衙工房であるとの考え方をとり、尾張猿投窯での安定した灰釉陶器生産の開始が九世紀であるのに対し、緑釉陶器生産が一〇世紀にならないと始まらないことを根拠に、高度な灰釉陶器焼造の達成を記念したものととの解釈を示した（榑崎一九六九・一九七三・一九七六b・一九七九a）。

しかしその後、榑崎の所説については前提となる尾張（猿投窯）産の緑釉陶器・灰釉陶器の年代観に問題があることが指摘され（高島一九七一）、巽淳一郎は〈弘仁瓷器〉を緑釉陶器とする説に立ちつつも、記事を緑釉陶器の量産を目指す官による意図的な中央から地方（尾張）への技術移転と、それに伴う習熟工人の官人登用を記録したものととして、田中とは異なる見解を示した（巽一九八三・一九八五・一九九四・一九九八）。これに対しては、平尾政幸・高橋照彦が基本的にほぼ同趣旨の見解を述べており（平尾一九九四a・一九九四b、高橋一九九四・一九九五）、山下峰司も近い考えを持っているようである（山下一九九二）。

一方、前川要は榑崎の編年観の修正の必要性を指摘しながらも、記事の舞台を尾張の国衙工房とする点で榑崎を支持し、〈弘仁瓷器〉は緑釉陶器と灰釉陶器の双方を指すとした（前川一九八七・一九八九）。また一九九〇年には、〈弘仁瓷器〉Ⅱ灰釉陶器論者であった榑崎自身が、尾張の猿投窯における緑釉陶器生産が九世紀前葉まで遡りうる可能性を認め、

「弘仁瓷器」の記事を緑釉陶器生産にまつわるものとする見解に転換している（榑崎一九九〇）。ただし、技術伝習の舞台を尾張の国衙工房とする点については、この時点でも従前の見解が踏襲されており、田中や巽の説と食い違いを見せている。

このように、現状では〈弘仁瓷器〉を緑釉陶器とする考え方が一般的となってきたが、記事の評価については中央官営工房補強説、意図的な地方への技術移転説、尾張国衙工房内の高度な生産成功記念説など諸説がある。また、〈弘仁瓷器〉Ⅱ緑釉陶器とする考え方が主流となった一九九〇年代以降も、柴垣勇夫のように〈弘仁瓷器〉の中に灰釉陶器が含まれている可能性を指摘する意見が全くなくなってしまった訳ではない（柴垣一九九七）。

#### 4 延喜民部下式年料雑器条に規定された「尾張國瓷器」の実体

『延喜式』の民部下に「年料雑器」として貢納規定のある「尾張國瓷器」は、『日本後紀』の〈弘仁瓷器〉以上に早くから、その実体が何であるのかが問題とされてきたものである。早くも一九一〇年代には、三宅米吉・中山平次郎・笠井新也・樋畑雪湖らによって、様々な見解が示されているが（三宅一九一三、中山一九一五、笠井一九一六a・一九一六b、樋畑一九一六）、高橋照彦も指摘しているように（高橋一九九七a）、当時はまだ奈良・平安時代の資料自体が少なく、出土資料との対比を行う条件が十分に整っていなかったようである。

一方、尾張地域を中心に古窯の実地踏査を通して、古代・中世の窯業生産についての研究を進めていた赤塚幹也は、一九三五年に灰釉（自然釉）のかかった須恵器を「尾張國瓷器」に当てる見解を示した（赤塚一九三五）。しかし、この考え方は後に赤塚自身によって撤回され、改めて緑釉陶器とする見解が示されることになる（赤塚一九六九）。

一九六六年、榑崎彰一は尾張地域で一〇世紀前半にまで遡る緑釉陶器

生産が確認できないことを根拠に、「尾張國瓷器」は灰釉陶器であると  
する説を打ち出した〔榑崎一九六六〕。しかし翌一九六七年には、尾張  
地域における緑釉陶器生産が九世紀末から一〇世紀初頭にまで遡る可能  
性を認め、「尾張國瓷器」には緑釉陶器をも含むとする修正見解を提示  
しており〔榑崎一九六七a・一九七二〕、星野達雄も基本的に同じ立場を  
とっている〔星野一九七七〕。

こうした榑崎の見解に対して、浅香年木は尾張での確実な緑釉陶器の  
生産例が一〇世紀中葉以前に遡らないことを挙げ、「尾張國瓷器」を灰  
釉陶器と見なす立場から批判を加えており〔浅香一九七二〕、後に榑崎  
も緑釉陶器を含むか否かについては明言せず、「尾張國瓷器」が灰釉陶  
器であることを強調するようになる〔榑崎一九八四〕。これについては、  
田中琢もほぼ同趣旨の意見を述べている〔田中一九八四〕。

しかし、前述のように施釉陶器の年代観が見直されていく中で、尾張  
地域でも九世紀代に緑釉陶器生産が始まっていることが確実視されるよ  
うになる一九八〇年代後半以降には、一転して「尾張國瓷器」を緑釉陶  
器とする見解が相次いで出されるようになり〔前川一九八九、榑崎一九  
九〇、高橋一九九三、巽一九九四〕、現在、ほぼ異論は見られなくなっ  
ている。

このように、緑釉陶器に関する個々の論点をめぐっては、実に多様な  
見解が示されていることが判る。それにもかかわらず、緑釉陶器が〔量  
的に〕出土する遺跡が〈公的施設〉か官と関わりの深い遺跡であるとい  
うことは、なぜか漠然と信じられているようである。そうしたイメージ  
（印象）の普及・定着の背景には、おそらく緑釉陶器官官工房（国衛工  
房を含む）製作説があるものと思われるが、田中広明・石井清司・水谷  
壽克らも指摘するように、このイメージ自体の妥当性については、必ず  
しも十分に検証されているとは言い難い〔田中一九九五、石井・水谷一

九九六〕。

もつとも、あるイメージが形成されるには、その背景に何らかの要因  
があるに違いないのであって、まずはその要因から検討の俎上に乗せる  
こととしたい。筆者のみるどころ、緑釉陶器と官を結び付ける材料は、  
結局のところ以下の三点に要約できるのではないかと思われる。

- 1 緑釉陶器が官衛遺跡から多く出土するという認識
- 2 『日本後紀』の〈弘仁瓷器〉の記述
- 3 『延喜式』の「年料雜器」の規定

このうち、2と3については、記載されている「瓷器」が緑釉陶器で  
あることを前提としていることは当然であるが、この点については後述  
することとし、まずは1の緑釉陶器が官衛遺跡から多く出土するという  
認識から検討してみることとする。

## ② 考古資料にみる緑釉陶器の生産・流通・消費と官

### (1) 地方官衛とその関連遺跡

地方官衛およびその関連遺跡では、栃木県の下野国府跡、三重県の伊  
賀国府跡、宮城県の山王遺跡（多賀城関連遺跡）、岩手県の胆沢城跡な  
どで、近隣の遺跡では見られないような、まとまった量の緑釉陶器が出  
土していることが目を惹く。こうした事例の存在は、一見上記1の認識  
の正しさを裏付けているかのようにも思われる。しかし、現在一般に  
〈国府跡〉と呼ばれている遺跡は、官衛としての〈国庁〉〈国衛〉のみな  
らず、その周囲に展開した〈都市的〉空間をも包括したものであり、緑  
釉陶器が〈国府跡〉から出土したからといって、それは緑釉陶器と官衛  
を結びつける直接的な根拠にはならないだろう。

問題は、〈国府跡〉や地方官衛関連遺跡のどのような空間から緑釉陶

器が多く出土しているのかにあるが、下野国府跡では、政庁発見地点から北北東へ二〇〇メートルほど離れた第二・三次調査地区で施釉陶器が多く出土しており、緑釉陶器に限れば、大半がこの地区に集中している〔田熊一九八七・一九八八〕。また、三重県埋蔵文化財センターによって実施された伊賀国府跡の第四次発掘調査では、三八二片もの緑釉陶器が出土しているが、その出土分布図を見ると、ほとんどが周辺域からの出土で、政庁域からの出土はごく少ないことが判る〔泉ほか一九九二〕(図1)。

陸奥国府や鎮守府が置かれた多賀城・胆沢城は、律令国家にとって東北日本経営の拠点となった地方官衙であるが、これらの場合はどうであるか。多賀城跡では、政庁域がほぼ全面にわたって調査されており、遺構の変遷過程についても細かく捉えられているが、緑釉陶器の出土はごく少なく、僅かに六点が報告されているに過ぎない〔白鳥一九八二〕。これに対して、多賀城跡の南西に近接して所在する山王遺跡では、第九次調査の際に「多賀城内でもこれほどまとまって出土した例はいまだない」ほどの量の緑釉陶器を含む施釉陶磁器が出土したといひ〔多賀城市埋蔵文化財調査センター一九九二〕、下野・伊賀国府跡の場合と同様に、政庁域からは外れた場所での出土が目立つようである。

一方、胆沢城跡の場合は、東方官衙南地区で行われた第四次発掘調査で約二〇〇点の緑釉陶器が出土しており〔伊藤ほか一九八四〕、この地点は、胆沢城の郭内に当たる。ただし、調査地点は、政庁からは南東に外れた場所であり、必ずしも官衙の中核部分とは評価できない場所である(図2)。

このように見てくると、緑釉陶器は地方官衙の所在地近辺で多く消費されているが、それが官的な需要であったのか否かについては、必ずしも明確でないことが判る。あるいは、こうした意見に対しては、地方官衙の政庁は儀式などを行う重要な空間であり、その内部空間に不要物を

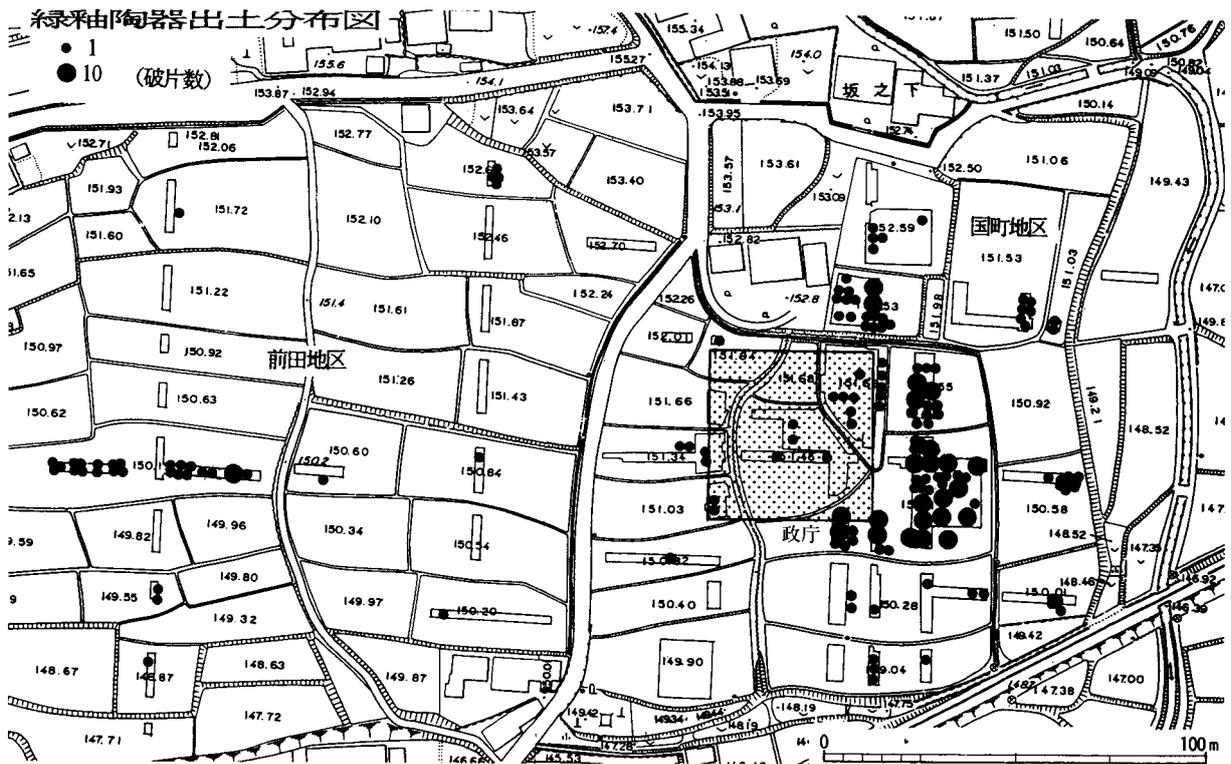


図1 伊賀国府跡における緑釉陶器出土分布図 (S=1:2,000) (泉ほか 1992より改変)

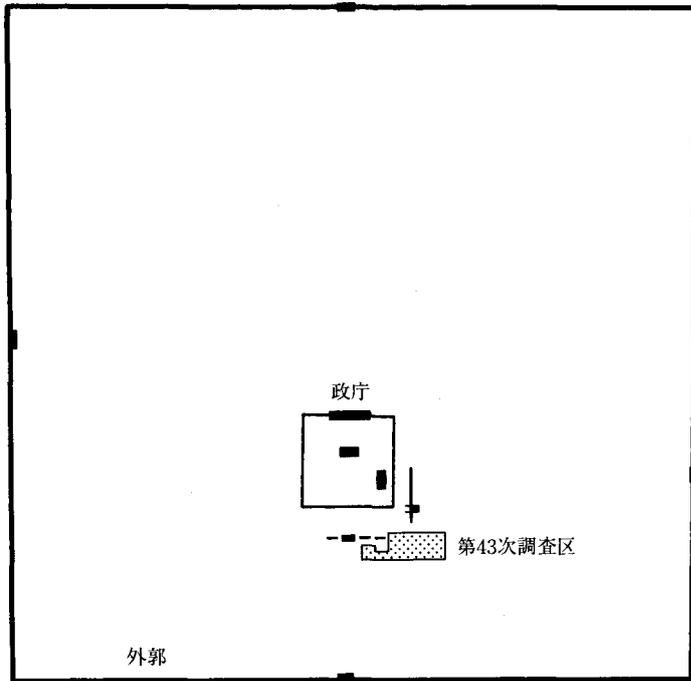


図2 胆沢城第43次調査区位置図(S=1:6,000)

廃棄したりはしないので、緑釉陶器の出土量も少ないのではないかと、下野国府跡で緑釉陶器が多く消費された時期には、既に政庁が元の位置にないと考えられており(田熊一九八八)、緑釉陶器が多数出土している第二・三次調査地区に官衙の中枢機能が移転していたのではないかと、といった反論が出てくるかもしれない。

しかし、伊賀国府跡や多賀城跡の場合をみても、緑釉陶器以外の土師器や須恵器は政庁域からかなりの量が出土しており、緑釉陶器のみが選択的に外部へ搬出され、廃棄されたとしても、苦しい解釈と言わざるをえない。また、下野国府跡についても、緑釉陶器と同時期の政庁が発見されている訳でもない以上、別の側面から第二・三次調査地区が官

衙中枢部であることが説明されるのでなければ、緑釉陶器の出土と官衙を結びつけること自体が循環論法とならざるをえないだろう。

つまり、これら地方官衙所在地近辺からの緑釉陶器の量的な出土は、必ずしも官衙と緑釉陶器の直接的な関係を示しているとは限らないのではないかと考えられる。もともと、一方で国司を含めた地方官人層が緑釉陶器の消費者であったことを積極的に否定する理由がある訳でもない。多数の緑釉陶器が出土した山王遺跡の第九次調査地点が、出土木簡の記載内容などから陸奥守の館と推定されており(多賀城市埋蔵文化財調査センター一九九二)、国司館を国の役所としての〈国衙〉〈国庁〉の一部と捉らえるならば、やはり官と緑釉陶器の間には密接な関係があるように思われなくてもいい。しかし、国司館が官舎であり、それを〈国衙〉〈国庁〉の一部と評価することが可能であるとしても、その内部での国司の生活全体を官の活動と捉らえることには問題があるのではなからうか。国司が官人であっても、その所有物の全てが官に帰属する訳ではなく、当然私的な奢侈品も数多く保有されていたに違いない。また古今東西を問わず、一般論として〈都市的〉な空間には人口の集中が認められるとともに、〈財〉も集積されることが多いことを言えば、日本古代の〈都市的〉な空間である〈国府〉に〈財〉あるいは奢侈品としての緑釉陶器が集中するのは、官との関係よりも、それを入手しうる財力との関係で捉らえらるべき現象かもしれないのだ。

結局、問題は地方官衙所在地近辺からまとまって出土する緑釉陶器を、官物として地方官衙での行事に用いられたものと見なすのか、国司を含む富有層の私的な奢侈品と評価するのかという点に行き着くが、ここでは結論を急がず、平安京における緑釉陶器の出土状況についても一瞥しておくこととしたい。と言うのも、上記筆者の論旨に対しては、研究史の項でみてきたような九世紀から一〇世紀にかけての緑釉陶器生産体制の変質を挙げ、質的に異なるものを十把一からげにした議論だとして批

判があるかもしれないからである。確かに、検討事例として挙げた胆沢城跡や山王遺跡の事例が九世紀代のものであるのに対し、伊賀国府跡や下野国府跡などの事例は一〇世紀を中心とする時期の緑釉陶器と考えられ、時期的にズレがあるのも事実である。そして、胆沢城跡や山王遺跡など九世紀側の事例だけを取り出せば、いずれも城域内や国司館であり、地方官衙で緑釉陶器が多く消費されたという考え方が存立する可能性が残っていない訳ではない。

そこで、次に平安京とその近郊での緑釉陶器の出土状況を検討することを通して、これまで多くの論者が指摘してきた九世紀代における官の関与というイメージの妥当性について考えてみることにしたい。

## (2) 平安京とその近郊

既に研究史の項でも触れたが、九世紀から一〇世紀にかけて緑釉陶器と官の関わりに変化があったとする論者は少なくない。しかし、いずれの論者も時期が降るにつれて官との関わりが弱くなると考えていることについては、ほぼ一致している。そこで、これまでの研究で、最も官との関係が強かったと考えられている九世紀、その中でも前半代の事例を中心にみてみよう。

九世紀前半代の尾張（猿投窯）産緑釉陶器がまとまって出土する遺跡は、生産地である愛知県の猿投窯を除けば、圧倒的に平安京とその近郊に集中している。平安京跡とその近郊から出土する九～一〇世紀頃の土器（土師器）については、既に平尾政幸・小森俊寛・上村憲章らによって編年案が示されており〔平尾ほか一九九〇、小森・上村一九九六〕、特に暦年代推定の根拠材料が多く提示されている九世紀代については、信頼度が非常に高い。この平尾らの編年観によれば、尾張（猿投窯）産の緑釉陶器は平安京Ⅰ期新段階（八一〇年頃～八四〇年頃）の幅の中で出現するといひ〔平尾一九九四a・一九九四b〕、この時期のまとまった出

土例としては次のものが知られている。

- 1 平安京右京三条三坊五町SD一九（図3）
- 2 平安京右京二条二坊（冷然院跡）SD一・SD二（図4）  
このほか、やや時期が降るもの（平安京Ⅱ期古く中段階・八四〇年頃～九〇〇年頃）を含むが、
- 3 史跡 大覚寺御所跡（嵯峨院跡）SD四三（図5）
- 4 平安京右京四条二坊（淳和院跡）SD七八・SD一九六など（図6）

からも比較的まとまった量の尾張（猿投窯）産緑釉陶器の出土がある。この四事例のうち、1の平安京右京三条三坊五町は、検出遺構の関係から五町域一町を占有した土地利用がなされているとみられ〔平尾一九九三〕、貴族層の邸宅跡である可能性の高いものであるが、残念ながら居住者が誰であったかについては判っていない。しかし、残る三例が冷然院・嵯峨院・淳和院といった天皇家の邸宅としての〈院〉であることは、注目に値しよう。こうした天皇家に関係する〈院〉からの緑釉陶器の出土量の多さは、一見すると官と緑釉陶器の関わり深さを示すものと思われなくてもいい。しかし、春名宏昭や橋本義則らが指摘しているように、これらの諸〈院〉が天皇や太上天皇の私邸であると同時に、家政機関をもち、独自の私的な経済活動を展開していた存在でもあることには注意しておく必要があるだろう〔春名一九九一、橋本一九九七〕。

すなわち、これらの諸〈院〉は公人としての天皇あるいは太上天皇の邸宅ではあっても、それは厳密な意味での官に属するものではなく、あくまでも私的財産なのである。そうである以上、冷然院・嵯峨院・淳和院といった諸〈院〉において使用されていた緑釉陶器も、官との関わりで評価されるものであるよりは、形式上律令国家の最高権力者である天皇・太上天皇といった人々の私生活空間を彩る奢侈品と考える方が理解しやすいのではなからうか。また、このように考える場合、中央では

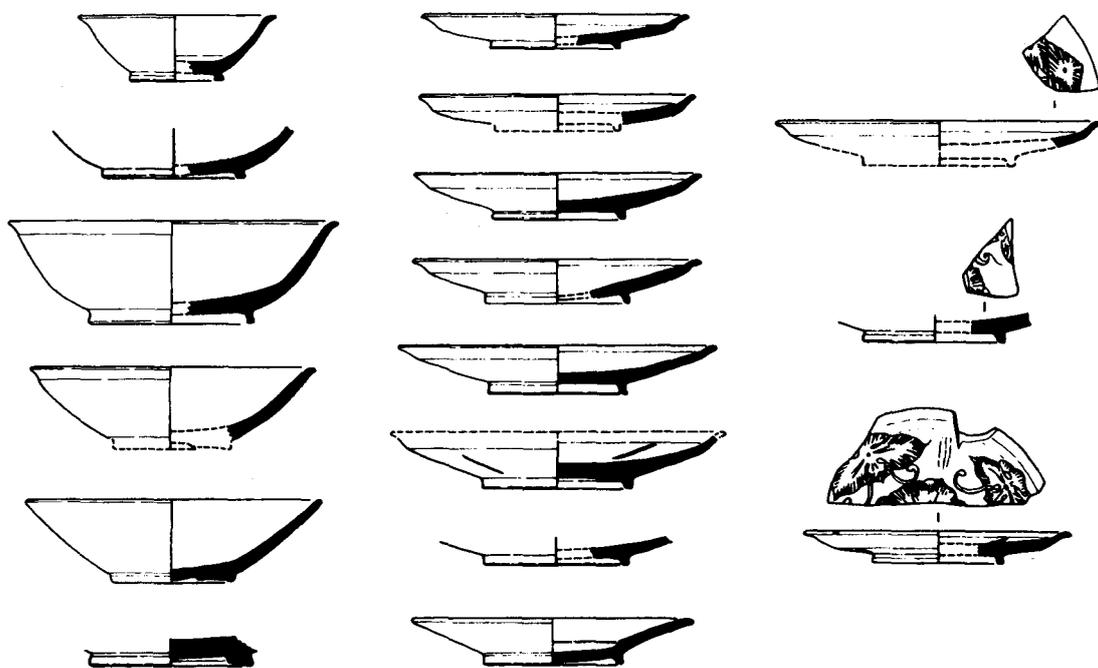


図3 平安京右京三条三坊五町 SD19 出土尾張(猿投窯)産緑釉陶器実測図(S=1:4)(平尾ほか 1990より)

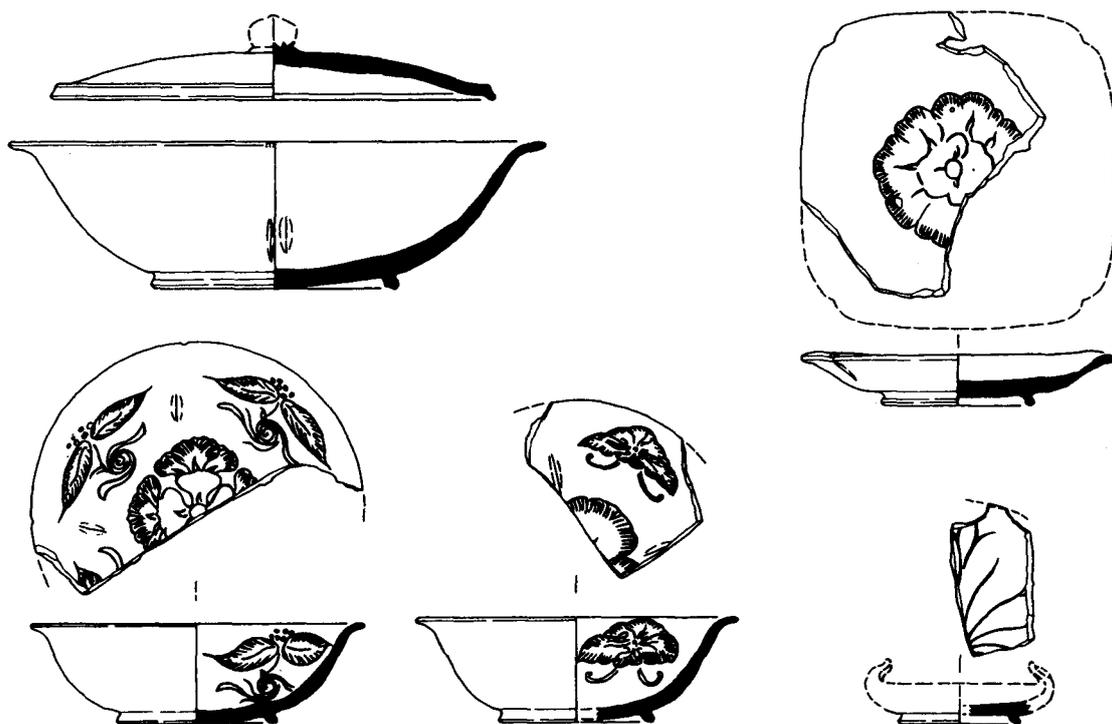


図4 平安京右京二条二坊冷然院跡 SD1・2 出土尾張(猿投窯)産  
緑釉陶器実測図(S=1:4)(上村・吉崎 1984より)

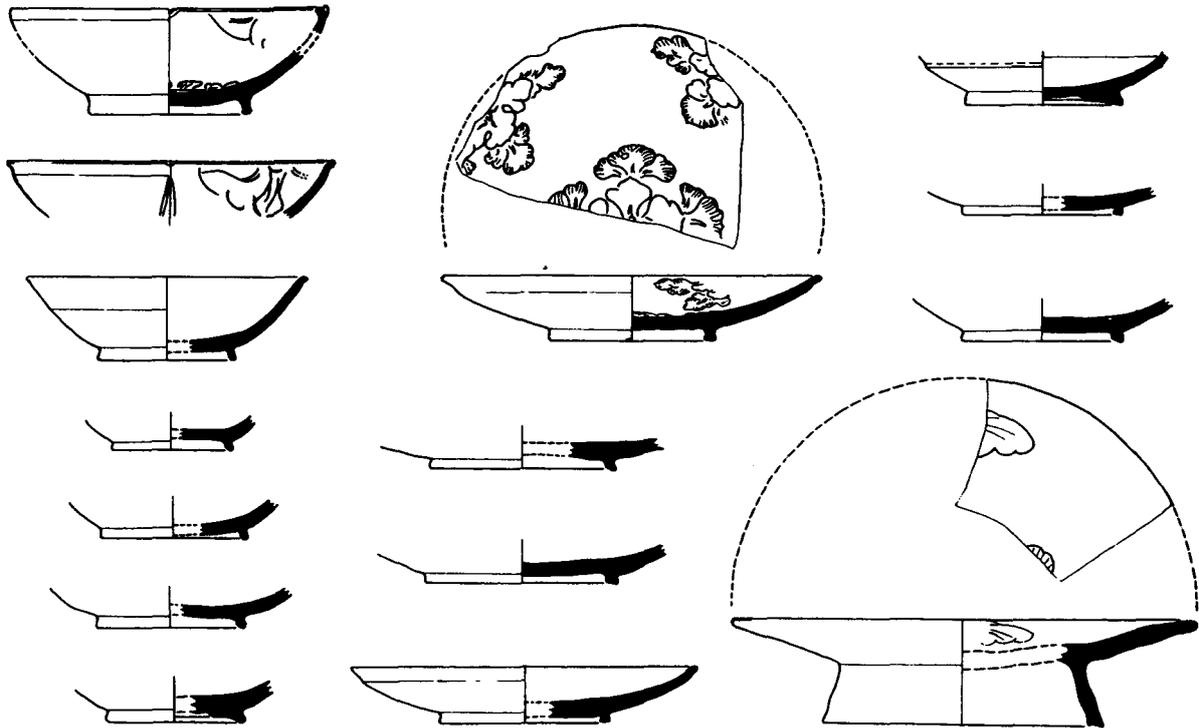


図5 史跡大覚寺御所跡（嵯峨院跡）SD43 出土尾張（猿投窯）産  
緑釉陶器実測図（S = 1:4）（本中ほか 1994より改変）

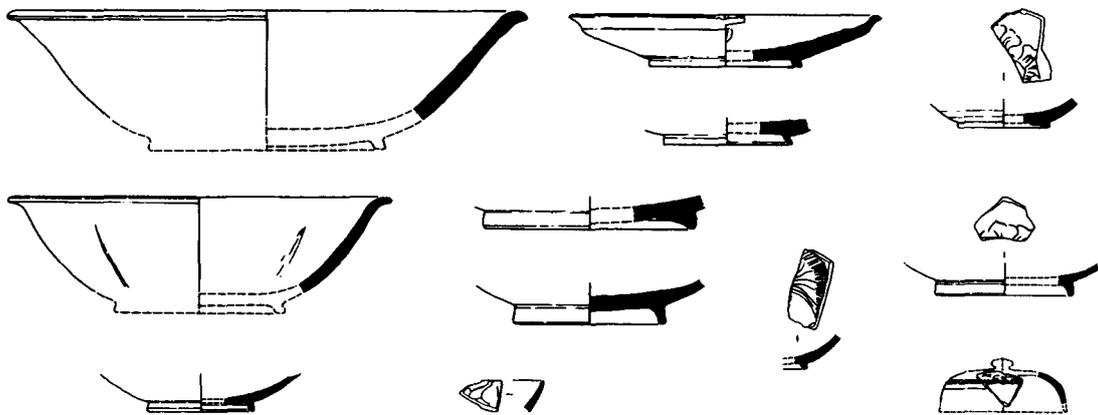


図6 平安京右京四条二坊淳和院跡出土尾張（猿投窯）産緑釉陶器実測図（S = 1:4）（吉川 1997より）

貴族、地方では国司をはじめとする富有層の私的な奢侈品として緑釉陶器が消費された可能性は十分に考えられ、前述の平安京右京三条三坊五町、あるいは多賀城政庁跡と山王遺跡に代表されるような緑釉陶器の出土状況も、そうした消費の事例として評価することができるのではないかと思われる。

つまり、これまで緑釉陶器と官との関わりが密接であったと考えられてきた九世紀代においても、緑釉陶器が官衙において多量に消費されていたと言いつけることはできないのであり、緑釉陶器が官衙遺跡から多く出土するという認識については全面的に再検討を要することが理解されよう。

### ③文献資料にみる緑釉陶器の生産・流通・消費と官

#### (1) いわゆる「弘仁瓷器」の評価

前段では、これまで緑釉陶器と官を結びつけたイメージが形成される元になったと考えられる要因のうち、考古資料を通して形造られた1の認識に再検討が必要なことを論じた。それでは、もう一方の文献資料の中には、明確に緑釉陶器と官を結びつける根拠となる記載が認められるのだろうか。まず、2の『日本後紀』にみられるいわゆる「弘仁瓷器」の記述から検討してみよう。

問題となる『日本後紀』の記述は、同書卷廿四の弘仁六年（八一五）正月丁丑条で、全文を引用すると次のとおりである。<sup>4</sup>

造瓷器生尾張國山田郡人三人人部乙麻呂等三人伝習成業。准雜生聽出身。

この記事を実代語訳すれば、「瓷器生産の見習い工人である尾張國山田郡の人である三人人部乙麻呂たち三人が、瓷器生産の技術を習得したので、諸々の見習い工人に準じて官人として登用した」とでもなるかと思われるが、こうした読み方自体については、過去ほとんど異論がない。しかし、研究史の項でも述べてきたように、「瓷器」の実体が何であるかということと併せて、どこで「瓷器」生産の技術が伝習されたかが問題なのである。もし、この記事にみられる「瓷器」が緑釉陶器であるならば、その生産工人が官人に登用されたと書いてある訳だから、官と緑釉陶器生産の関わりを示す文献史料という評価が出てきたとしてもおかしくはない。

では、この「瓷器」は緑釉陶器なのであろうか、それとも灰釉陶器を指すもののだろうか。結論から先に言ってしまうと、筆者もこの「瓷器」については、灰釉陶器ではなく、緑釉陶器を指すとする現在の通説的な理解に賛同したいと考えている。次に根拠を示そう。

まず古い文献上の「瓷器」あるいは「瓷」の用例であるが、よく知られているように、正倉院文書の『造佛所作物帳』には「造瓷」に関わる原材料の記載がある。『造佛所作物帳』が天平五年（七三三）の興福寺西金堂造営に関わる記録であることは、既に福山敏男によって論証されており（福山一九四三）、「造瓷」に関わる記述が鉛釉陶器の生産に関係するものであることも、加藤土師萌・山崎一雄によって明らかにされている（加藤・山崎一九七一）。つまり、この事例の存在から、既に奈良時代において鉛釉陶器が「瓷」と呼ばれていたことが判明し、平安時代の鉛釉陶器である緑釉陶器も「瓷器」と呼ばれていた可能性が高いことが理解されるが、これだけでは「弘仁瓷器」を緑釉陶器であるとする論拠としては不十分である。

しかし、星野達雄や平尾政幸・高橋照彦が問題にしているように（星野一九七七、平尾一九九四<sup>a</sup>、高橋一九九四）、「弘仁瓷器」の記事の中に

「伝習」という語がみられることには注意しておく必要があるだろう。なぜ、この言葉の存在を問題にするのかというと、「伝習」とは字義からみて、既にあつた技術を習得することを意味していると考えられるにもかかわらず、弘仁六年（八一五）の時点では未だ灰釉陶器生産は始まつていなかった可能性が高いからである。

日本における灰釉陶器生産は、尾張の猿投窯において創始されるが、別稿で論じたように、その開始には畿内から尾張（猿投窯）への鉛釉施釉技術の伝播が契機として必要であつた（尾野一九九八）。従つて、猿投窯における灰釉陶器生産が緑釉陶器生産に先行することはありえず、前述のように、猿投窯産緑釉陶器の初現が八一〇年頃～八四〇年頃と考えられている平安京工期新段階を遡らない以上、日本における灰釉陶器生産は弘仁年間（八一〇～八二三年）より前には遡りえない。つまり、三人人部乙麻呂らが「伝習」した技術が灰釉陶器生産に関わるものである可能性は極めて低いと言わざるをえないのである。

これに対して緑釉陶器は、正倉院三彩に代表される奈良時代の三彩陶器以来、日本に既に存在していた鉛釉施釉技術の中で生産可能なものであり、〈弘仁瓷器〉の記述もその生産技術習得に関するものであつたと考えれば、文意との整合性は高い。また、これまで問題とされてきた「瓷器」生産技術の「伝習」場所についても、弘仁年間より前に遡る尾張での緑釉陶器生産が確認できない一方で、畿内には奈良三彩以来の鉛釉陶器生産技術が存在していたであろうことを考え併せれば、自ずから畿内説を採用せざるをえないことも明らかであろう。

したがつて、筆者は『日本後紀』のいわゆる〈弘仁瓷器〉の記述を「緑釉（鉛釉）陶器生産の見習い工人である尾張国山田郡の人である三人人部乙麻呂たち三人が、（畿内において）その技術を習得したので、諸々の見習い工人に準じて官人として登用した」と解すべきと考える。さらに、尾張（猿投窯）産緑釉陶器の初現年代と弘仁六年（八一五）と

いう年代がほぼ一致することから、巽淳一郎・平尾政幸・高橋照彦らが指摘しているように（巽一九八三、平尾一九九四b、高橋一九九四）、この「伝習」が契機となつて尾張の猿投窯で緑釉陶器が始まつた蓋然性は極めて高く、その生産に三人人部乙麻呂らが関わつていたとみて、ほぼ間違いはあるまい。

このように理解するならば、『日本後紀』のいわゆる〈弘仁瓷器〉の記述の中に、官による積極的な緑釉陶器生産の尾張地域への技術移植（巽一九八三、高橋一九九四）を読み取ることもできそうに思われる。しかし、この記事を詳細に検討してみると、一連の出来事の中で官の関与を明確に認めうるのは、三人人部乙麻呂ら三人を官人に登用したという、その部分に限られていることが判る。問題は、生産工人が官人に登用されていることが、官による（尾張における）緑釉陶器生産の直接的な掌握を意味しているのかどうかである。このことは、一見自明のことのように思われなくてもないが、初期の尾張（猿投窯）産緑釉陶器が官衙よりも天皇あるいは太上天皇の私邸邸宅である〈院〉から多く出土しているという事実を思い起こせば、一度疑つてかかる必要があるようにも思われる。なぜなら、冷然院など諸〈院〉の院司を勤めていた者の中には、権中納言・大納言の任にありながら、職事官としての勤務を免除されていた藤原三守のような存在がいるからである（目崎一九六九、春名一九九一）。もちろん、藤原三守のような公卿と一介の造瓷器生に過ぎない三人人部乙麻呂らを同列に論ずることはできないが、穿つた見方をすれば、乙麻呂らは〈院〉の生産事業に従事していたにもかかわらず、官人として登用するという形を採ることによって、何らかの特別待遇を受けていたのではあるまいか。

『類聚三代格』の巻四に所載の延暦十八年（七九九）十月廿五日の太政官符には、「神笛生二人事」として、次のように記されている。

右被右大臣宣稱。奉勅。今聞。每至祭祀常供音樂。而笛曲不調。多  
紊儻節。宜取神郡百姓堪習笛者二人。永免調庸。令得成業。其雅曲  
可稱者。亦聽出身。仍預神部列。考叙如令。

この太政官符から類推するに、三人部乙麻呂らが少なくとも調・庸  
を免ぜられていたことは想像に難くなく、あるいはさらに多くの優遇措  
置が採られていたかもしれない。

さて、筆の勢いでやや憶測めいた部分にまで踏み込んでしまったが、  
上記検討結果から、『日本後紀』のいわゆる「弘仁瓷器」の記述が、尾  
張（猿投窯）産緑釉陶器に関連するものと考えられることについては確  
認できたと思う。また、この記述だけでは、必ずしも尾張での緑釉陶器  
生産が官営工房と呼びうるような体制の下でなされていたことの証明に  
はならない可能性があることも判った。

## (2) 延喜民部下式の年料雑器の規定について

ここまでの考古資料・文献資料の検討結果は、意外にもこれまで漠然  
と信じられてきた官による尾張における緑釉陶器生産という図式に、そ  
れほど確たる根拠がないことを示している。残るのは延喜民部下式年料  
雑器条の規定であるが、これに官と緑釉陶器を結びつけるイメージの正  
当性を裏付ける証拠能力を見出すことはできるであろうか。次に、こ  
の点を問題にしてみたい。

まず「年料雑器」に関わる「尾張國瓷器」についての規定であるが、  
これは『延喜式』の卷二十三民部下に所載のもので、関係部分の全文を  
引用すると、次のとおりである。<sup>(7)</sup>

### 年料雑器

尾張國瓷器。大碗五合。徑各九寸五分。中碗五口。徑各七寸。小碗。徑各六寸。茶碗

廿口。徑各五寸。蓋五口。徑各四寸七分。中擊子十口。徑各五寸。小擊子五口。徑各四寸五分。  
花盤十口。徑各五寸五分。花形鹽杯十口。徑各三寸。甃十口。大四口。小六口。  
長門國瓷器。大碗五合。徑各九寸五分。中碗十口。徑各七寸。小碗十五口。徑各六寸。  
茶碗廿口。徑各五寸。花盤卅口。徑各五寸五分。花形鹽杯十口。徑各三寸。甃十口。  
大四口。小六口。

右兩國所進年料雑器。並依前件。其用度皆用正稅。

研究史の項でみてきたように、この「年料雑器」の規定にみられる  
「尾張國瓷器」が緑釉陶器を指すことについては、現在ほぼ共通の認識  
となつてきつつあるが、念のため、ここでも改めて検討しておくことと  
する。

既に述べたように、「尾張國瓷器」を緑釉陶器であると論者は少  
なくないが、主要な論拠は、旧長門国域では灰釉陶器の生産が確認でき  
ないのに対して、窯跡は未発見であるが緑釉陶器の生産が行われていた  
ことが推測されるので、「長門國瓷器」は緑釉陶器であり、併記されて  
いる「尾張國瓷器」も緑釉陶器であろうという点にある（前川一九八九  
高橋一九九三、異一九九四）。この論旨は極めて判りやすく、基本的に  
筆者も同意見である。ただ、この論法の「長門國瓷器」が緑釉陶器であ  
るから、「尾張國瓷器」も緑釉陶器であろうとする点は、あくまでも類  
推であり、ここに論拠としてはやや弱い点がないではない。では、より  
積極的に「尾張國瓷器」が緑釉陶器であることを説明できる材料はない  
であろうか。

ここで注目したいのは、『江家次第』巻第一の供御薬条に菌固の儀式  
に関する次のような記述がみられることである。<sup>(8)</sup>

内膳自右青瑣門供御菌固具盛青瓷、件青瓷自所度於内膳 尾張百五  
物内 每者有蓋擊子 内膳所度

この記述の中の「青瓷」が緑釉陶器であることは、既に多くの先行研究で指摘されているが、古来日本では緑色を「青」と表現することが珍しくないことから、この比定は充分妥当性をもつものと思われる。加えて、この『江家次第』の供御樂条の冒頭部分に、「弘仁年中始之」と記されており、これが尾張（猿投窯）産緑釉陶器の生産開始に関わるとみられる『日本後紀』の〈弘仁瓷器〉の記事と年代的に一致していることは、単なる偶然とは考えにくく、状況証拠ではあるがやはり『江家次第』に記されている「青瓷」が緑釉陶器であることを示していると思われる。

したがって、以下この歯固の儀式に用いられる「青瓷」が緑釉陶器であることを前提として話を進めるが、注目されるのは「青瓷」について「尾張百五物内」とあることである。筆者は、この「百五」という数字が意味することについての踏み込んだ議論をほとんど知らないが、延喜民部下式年料雑器条に貢納が規定されている「尾張國瓷器」の合計数が八〇であり、欠文となっている「小椀」の数を見込んで、「長門國瓷器」の合計数である一〇〇と大差ないと考えられることは非常に示唆的である。すなわち、この『江家次第』の記述からみて、歯固の儀式に用いられる「青瓷」は緑釉陶器であると同時に『延喜式』に規定する「年料雑器」として尾張から貢納されたものではないかと推測されるのである。

あるいは、こうした理解に対しては『江家次第秘抄』巻第一に「一説百五物ハ貢ノ字の誤リトモ云」とあることから、「百五」という数字を論拠にすることに異論が出てくるかもしれない。しかし、『江家次第秘抄』より成立年代の古い『江次第抄』にも「尾張貢百五物」とあり、仮に「尾張百五物」が「尾張貢物」の誤りであったとしても、尾張から貢納されるものとして規定があるのは『延喜式』の「尾張國瓷器」だけである。したがって、歯固の儀式に用いられている「青瓷」が緑釉陶器

であつても何ら矛盾は生じないのである。

さて、これらの根拠から、延喜民部下式年料雑器条は、やはり緑釉陶器に関する規定であると考えられる訳だが、ここから緑釉陶器と官の関係について何を読み取ることが出来るだろうか。そもそも、この『延喜式』の年料雑器条は、尾張・長門両国から貢納されるべき「瓷器」の数量・大きさと、原材料（用度）の調達に正税を充当すること以外は何も規定していないのである。したがって、過去に緑釉陶器生産と官との関わりを示すものとして挙げられている論点が、緑釉陶器の各器形の規格性と生産への正税の支出のみであるのは、ある意味で当然とも言えるが、これらにしても官が緑釉陶器生産に積極的に関与していたことの証明となりうるものであろうか。

まず、規格性の問題であるが、前川要は長門産と推定される緑釉陶器の口径分布が延喜民部下式の年料雑器条と一致しないことを指摘している（前川一九八七）。これに対して、後に尾張をも含む東海産も併せて時期別の緑釉陶器の口径分布の分析を行った高橋照彦は、年料雑器の規定が同時代の一〇世紀の実態には合わないものの、九世紀代の実態とはよく合致することを示し、『延喜式』の条文が全くの空文ではないことを主張した（高橋一九九三）。この高橋の主張は、傾聴すべき見解であるが、さらに踏み込んでこれを官による生産管理の表われとしている点には、なお検討を要すると思われる。

延喜主計上式に貢納（調納）規定がある土師器の場合、『延喜式』自体に大きさについての規格の記載はないが、官側から一定の規格のものを貢納するよう要求されていたであろうことは想像に難くない。しかし、平城京や平安京などでの実際の土師器の出土のあり方を見ると、宮域あるいは内裏の内外で口径分布に顕著な差は認められず、官需品と民需品が特に異なる規格のものであった訳ではないことが判る（図7）。そして、古代における土師器生産が、官営工房でなされていたものでな

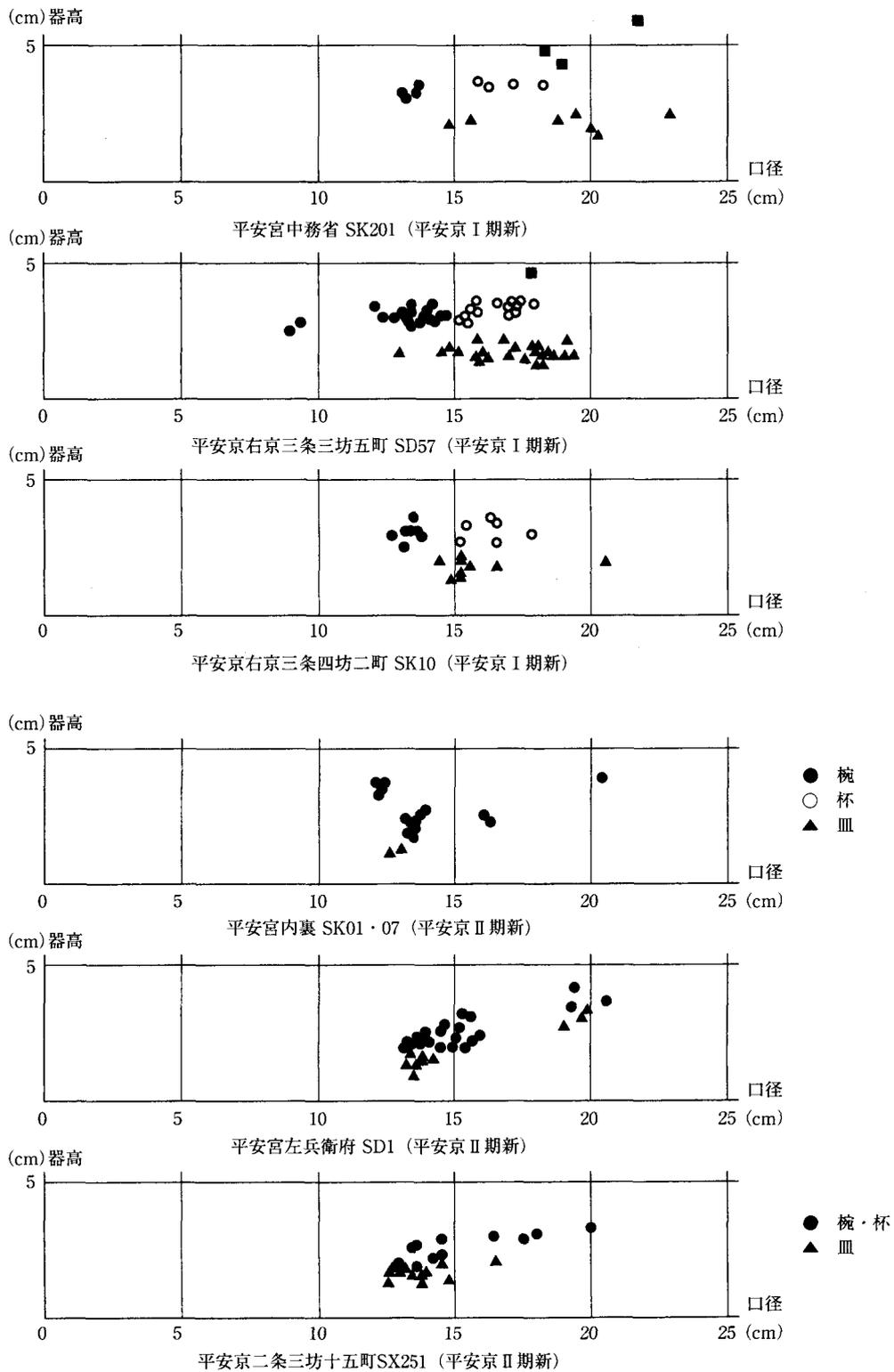


図7 平安宮・京域出土土師器皿の口径・器高比較図

いことは既に浅香年木によって指摘されているところであり（浅香一九七一）、平城京左京二条二坊・三坊長屋王邸跡SD四七五〇から出土した木簡も長屋王家が独自に土師器工人を雇用して、土師器生産に当たらせていたことを示している（玉田一九九五）。つまり、こうした土師器の出土事例や木簡の記載事例から、官が直接生産管理に当たっていないとしても、貢納物に一定の規格性が求められ、それが官とは直接関係のない民需品にも共通して認められることは十分に考えられるのである。したがって、各地で出土する九世紀代の緑釉陶器の口径規格が、『延喜式』に規定されている貢納分と基本的に同じであるからといって、緑釉陶器生産一般が官による生産管理の下にあったとすることはできないだろう。

次に、「用度」すなわち所用経費もしくは原材料の調達に「正税」を充てていることであるが、研究史の項でみてきたように、これをもって尾張・長門における緑釉陶器生産が国衙工房においてなされていた根拠とする考え方はしばしば見られる。しかし、星野達雄が正しく指摘したように、この条文はあくまでも「年料雑器」として貢納される分についての規定であって、国衙が「正税」を支出しつつ恒常的に緑釉陶器生産工房を維持していたことを示すものではない。そうである以上、尾張における緑釉陶器生産は非官営工房体制で行われていたが、灰釉陶器と違って釉薬の原材料として必要な銅・鉛が高価であったために、その調達経費を正税で負担していた、あるいは国衙が「正税」を支出して「年料雑器」分の緑釉陶器を購入していた、と考えることも決して不可能ではないのである。

結局、延喜民部下式年料雑器条の規定も、官が緑釉陶器生産と全く無縁ではないことを示してはいるものの、その関与は星野が主張するような国家を顧主とする注文生産に類したものの、という程度であった可能性も十分に考えられることが判った。

#### ④ 九世紀の尾張における緑釉陶器生産体制

ここまで、考古資料と文献資料の検討を通して、官と緑釉陶器の関わりについて検討してきたが、従来考えられていたほどに官と緑釉陶器の間には直接的関連性を確認できず、生産体制も九世紀の段階から官営工房ではなかったかもしれないことが考えられた。しかし、緑釉陶器生産が官営工房体制で行われていなかったとした場合、具体的にどのような体制の下で緑釉陶器が生産され、また流通したのかについては、まだ論ずることができていない。

資料的な制約もあり、現状ではこの問題についての総合的な議論を展開することは難しいが、こと尾張産のものに関する限り、僅かではあるが緑釉陶器の生産体制を推測する手掛かりがある。それは、猿投窯の鳴海地区有松支群に属する棧敷窯から出土した「淳和院」の刻銘がある窯道具のサヤである（図8<sup>11</sup>）。既に別稿（尾野一九九八）で論じたように、サヤとは基本的に緑釉陶器の一次製品である素地の焼成中に灰が降りかからないようにするための窯道具であり、その中に入れて焼かれていたのは緑釉陶器の素地とみて間違いない<sup>12</sup>。そのサヤに「淳和院」と刻銘されていたのであるから、中に入れて焼かれていた緑釉陶器素地は、淳和院へ供給することを前提に焼かれていたものと考えることができるところで、この棧敷窯では、緑釉陶器素地と共に灰釉陶器も多数生産されており、その形態は、平安京でⅡ期古段階～中段階（八四〇年頃～九〇〇年頃）に位置付けられている土師器に高い頻度で伴出するものとはほぼ同形態である（図9）。したがって、棧敷窯の操業時期を九世紀中頃～後半の幅の中に求めることができるが、重要なのは、製品の供給先であるはずの淳和院の跡地と目されている平安京右京四条二坊十二町からも、同時期（平安京Ⅱ期古段階～中段階）の土師器に伴って猿投窯産

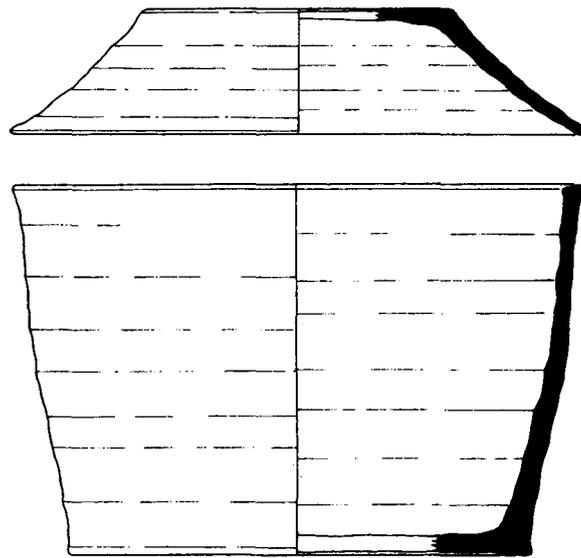


図8 棧敷窯出土サヤ実測図 (S = 1:4) (坂野 1979より)

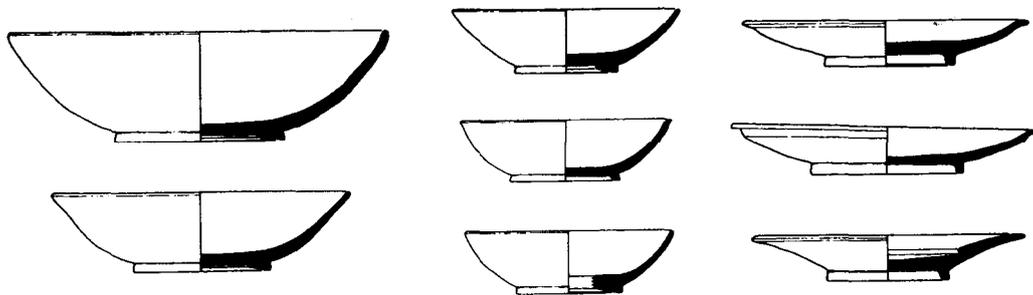


図9 棧敷窯出土灰釉陶器実測図 (S = 1:4) (坂野 1979より)

の緑釉陶器や灰釉陶器が多数出土していることである。この事実は、先に推定した棧敷窯で淳和院向けの緑釉陶器(素地)生産が行われていたことの傍証となろう。

即ち、既に九世紀代の尾張において、〈院〉への供給を前提とした緑釉陶器生産が行われていたことは、この事例の存在からほぼ間違いないものと思われる。そして、先に触れたように、〈院〉の経済活動が私的行為であるならば、〈院〉への供給を目的とした生産活動を官営工房体制(国衙工房も含めて)とは評価しがたいのである。むしろ、こうした生産・供給事例の存在は、その生産窯が〈院〉からの私的な注文に応じうる私営工房であったか、〈院〉自体が経営する工房であった可能性を示すものではなからうか。もともと、こうした考え方、特に後者の〈院〉による窯の経営については、明確な反対意見があり、高橋照彦は猿投窯の各地区の製品の供給が特定の消費遺跡に限定されているわけではないことを挙げ、当時の尾張における緑釉陶器生産(窯)が特定の王臣社寺家に個別に専属しているとは考えられないとした。また、「淳和院」の刻銘についても、窯が特定機関に専属しているのならば、逆に刻銘の必要はなかったはずであるとし、王臣社寺家による生産掌握に否定的な見解を述べている(高橋一九九五)。

しかし、仮に棧敷窯が淳和院によって経営されていたとしても、その製品が全て邸宅としての淳和院に供給されていたとは限らないのであって、〈院〉が私的経済活動体でもあることを考えれば、残余(むしろ、その方が多いかもしれないが)を商品として市場に流通させ、そこから利潤を挙げていたとしても、何ら不都合はないはずである。し

たがって、製品の供給先が限定されないことや、供給先名の刻銘があることをもって、〈院〉の経営による緑釉陶器生産の存在を否定することは、難しいのではないかと思われる。

むしろ、再三にわたって述べてきたように、冷然院・嵯峨院・淳和院といった諸〈院〉から九世紀代の尾張（猿投窯）産緑釉陶器が多く出土していることを思い起こせば、やはり〈院〉などの私的経済活動体によって、尾張での緑釉陶器生産が経営されていたのではないかと思われる。筆者としては、そうした可能性の高さを強調しておきたい。

### まとめ

以上、本稿では考古資料と文献資料の検討を通して、平安時代の尾張における緑釉陶器生産とその製品の流通がいかなるものであったのかを考えてきた。その結果、従来強調されることの多かった生産体制としての官営工房（官窯）あるいは国衙工房については、その存在の決定的証拠を見出すことができなかった。その一方で、淳和院などの私的経済活動体の経営による緑釉陶器生産は、九世紀代にまで遡り、これらの〈院〉が、自家消費分を除いて、残余を商品流通させている可能性があることも判った。既に文献史学側からは、九世紀中～後期に「王臣家」による私的土地領有が顕著に展開することが指摘されており、本稿でみてきた尾張における緑釉陶器生産のあり方も、そうした当時の社会情勢に連動したものの、あるいはその先駆となるものであるのかもしれない。もっとも、本稿で示したのはひとつの事例に過ぎず、これをもって尾張地域、さらには各地の緑釉陶器生産・流通一般に敷衍化できるかどうかは、全く別個の問題である。また、ここで取り上げた問題に関連して、九世紀から一〇世紀にかけて緑釉陶器の生産・流通がどのように変化したのか、あるいはしなかったのかなど、論じ残した問題も少なくない。

そういう意味で、本論は試論の域を越えるものではない。

あるいはまた、古代の日本における〈官〉とは、本論でその存在の可能性を考えてきた〈院〉による私的経済活動など、公人（律令官人）の私的利益追求行為をも含むものだとする意見があるかもしれない。しかし、かかる〈官〉の概念は、公人ではあってもその行為の公私を峻別する傾向の強い今日的な〈官〉の概念とは明らかに異なるものであり、この点を明確にしないまま〈官〉の影響力の強さだけを強調してしまうと、結果として日本の古代社会像が歪みかねないのではないかと危惧している。本稿執筆の動機は、緑釉陶器の生産・流通に関して、これまであまりにも〈官〉の関与ばかりが強調されてきたきらいがあるため、あえて一石を投じておきたいと考えたことにある。

なお、本稿では消費の問題についてほとんど触れることができなかったが、先に引用した『江家次第』の記述によれば、天皇家の正月の儀式である菌固で「青瓷」すなわち緑釉陶器が用いられており、儀式において使用された緑釉陶器があることは否定できない。しかし、本文をお読み戴けば判るように、緑釉陶器は私的空間の奢侈品として多く用いられたのではないかと筆者は考えている。したがって、祭祀具として用いられた緑釉陶器の存在を否定するつもりはないが、かなりの量が実用の器として用いられたものであろうと推定している<sup>14</sup>。

本稿は、平成一〇年一〇月三〇日に、「古代施釉陶磁器の流通と消費」と題して、国立歴史民俗博物館の共同研究「古代・中世の都市をめぐる消費と流通」の第一回研究会の席で報告した内容を基に、その後の知見を加え全面的に再構成したものである。研究会の席上、参加者の方々から数々のご教示を賜わった。また、古代の土器研究会の会員、とりわけ吉川義彦・平尾政幸の両氏からは、日常的な討論の中で多くの示唆に富んだ教示を受けている。本文中で示した個々の視点―例えば緑釉陶器

生産への〈院〉の関与の可能性の多くは、両氏からの教示によるものである。このほか、下記の方々からも種々のご教示を賜ると同時に、文献検索・資料実見などでお世話になった。文末ではあるが、明記して感謝の意を表わしたい。

泉雄二、上村安生、笠井賢治、金田明大、上村憲章、小森俊寛、齊藤理、高橋照彦、巽淳一郎、千葉孝弥、榎崎彰一、坂野和信、福田明美、柳沢和明（五〇音順）

註

- (1) 本来、「都市」とは何か明確に規定されていなければ「都市をめぐる流通と消費」を論ずることはできないのだが、筆者はこの点を問題にすることが共同研究の目的ではないと理解したので、ここでは「都市」を「一定地域の政治・経済・文化の中核をなす人口の集中地域」（『広辞苑』）とする一般的理解に従っておく。平安京が「都市」の要件を満たしていないとすれば、古代の日本には他に都市と呼ぶような空間は存在していないと思われるが、古代の国府のすべてを「都市」と呼んでよいかどうかについては異論があるかもしれないと考え、あえて本文中では〈都市的〉と表現した。
- (2) 『日本後紀』の弘仁六年正月丁丑条に「造瓷器生尾張國山田郡人三人部乙麻呂等三人伝習成業。准雜生聽出身。」とある記事のこと。
- (3) この論争の過程については、斎藤一九八七に詳しく述べられている。
- (4) 引用文は、黒板勝美編『新訂増補國史大系第三卷 日本後紀 續日本後紀 文徳天皇實録』吉川弘文館一九三四年による。
- (5) この『日本後紀』の〈弘仁瓷器〉に関わる記述以外、「瓷器」生産に関わる官人の任免記事が全く知られていないことは、三人部乙麻呂らの官人登用が、正規の任官ではなく、本稿で推測した優遇措置であることを暗に示してはいないだろうか。
- (6) 引用文は、黒板勝美編『新訂増補國史大系第二十五卷 類聚三代格 弘仁格抄』吉川弘文館一九三六年による。
- (7) 引用文は、黒板勝美編『新訂増補國史大系第二十六卷 弘仁式 延喜式 交替式』吉川弘文館一九三八年による。
- (8) 引用文は、故実叢書編集部編『新訂増補 故実叢書 第二十三回』明治図書出版・吉川弘文館一九五五年による。
- (9) 註(8)に同じ。

- (10) 引用文は、國書刊行会編『続々群書類従 第六』國書刊行会一九〇六年による。
- (11) 報告者である坂野和信は、図8-12を陶土の「ねかし」の容器としての「陶桶」としているが（坂野一九七九）、これは坂野自身もサヤであることを認めている傘形のサヤ（匣鉢・図8-11）と同種の造りで、両者の口径が近似していることからみて、組み合わせて降灰を防ぐ道具（サヤ）として用いられたものと考えられている。なお、通気のための穿孔が見られないことが指摘されているが、元々密閉性が高くなく、通気孔を穿孔する必要がなかったのではないかと思われる。
- (12) 実際に、棧敷窯からは緑釉陶器の素地とみられるミガキの施された無釉の陶片が出土している（坂野一九七九）。
- (13) 厳密に言うると、棧敷窯では緑釉陶器の施釉が確認されている訳ではなく、一次製品（半製品）としての素地の焼成が確認されているに過ぎない。したがって、棧敷窯とは別の場所で施釉（二次焼成）が行われていた可能性も否定できないが、別地点で施釉が行われていたとしても、それ以前に淳和院への供給が予定されているわけであるから、二次焼成窯も官宮工房（官窯）とは考えにくく、論旨に影響はないと考えている。

(14) 『江家次第』によれば、本文中で引用した正月の菌固以外にも、正月節会の「三節御酒」の酒杯に「青瓷」＝緑釉陶器が使われており、儀式においても緑釉陶器が使用されていることは否定できない。また、「三節御酒」の酒杯が「不給臣下」であることなどを根拠に、国家的儀式・饗宴における身分を示す容器としての性格を緑釉陶器に見て取る意見もあるが（高橋一九九四・一九九七b）、奢侈品とはその所有・使用自体が必然的に財力などの誇示となってしまう性格のものである。さらに「不給臣下」であるといつても、それはその節会の中だけのことであり、緑釉陶器一般に敷衍化できるかどうかは別問題である。したがって、君臣関係や身分の上下関係明示の器という性格を強調することには、慎重を期す必要があると考えている。

引用・参考文献

- 赤塚幹也 一九三五『陶器製作史概説（二）』『陶器講座 第六卷』雄山閣  
赤塚幹也 一九六九『瀬戸市史 陶磁史篇』瀬戸市  
浅香年木 一九七一『日本古代手工業史の研究』法政大学出版局  
石井清司・水谷壽克 一九九六『古代における生産と流通―窯跡群を中心として―』『京都府埋蔵文化財情報』第六一巻  
泉雄二ほか 一九九二『三重県埋蔵文化財調査報告99-4 伊賀国府跡（第4次）発掘調査報告』三重県埋蔵文化財センター  
伊藤博幸ほか 一九八四『胆沢城東方官衙南地区出土の施釉陶器』『考古学雑誌』第七〇巻第一号

- 上村和直・吉崎伸 一九八四「左京二条二坊(2)」『昭和57年度京都市埋蔵文化財調査概要』(京都市埋蔵文化財研究所)
- 尾野善裕 一九九八「灰釉陶器生産技術の系譜」『橋崎彰一先生古希記念論文集』真陽社
- 影山春樹 一九五二・一九六〇「日本出土緑釉地名表」『上代文化』第二〇・二二・三〇輯
- 笠井新也 一九一六 a 「播磨國津萬井村末谷に於ける古代製陶所の遺蹟及びその遺物(附) 瓷器に就いて」『考古学雑誌』第六卷第六号
- 笠井新也 一九一六 b 「延喜式の瓷器に就いて樋畑雪湖君に答ふ」『考古学雑誌』第六卷第一〇号
- 小森俊寛・上村憲章 一九九六「京都の都市遺跡から出土する土器の編年の研究」『研究紀要』第三号(京都市埋蔵文化財研究所)
- 小山富士夫 一九五五「緑釉水瓶」『平出 長野県宗賀村古代集落の総合研究』朝日新聞社
- 斎藤孝正 一九八七「施釉陶器年代論」『論争・学説 日本の考古学』第六卷 歴史時代」雄山閣
- 柴垣勇夫 一九九三「須恵器・瓷器の生産と流通」『新版「古代の日本」』第七卷 中部」角川書店
- 柴垣勇夫 一九九七「平安時代の須恵器、瓷器の生産」『新修 名古屋史第一卷』名古屋大学
- 白鳥良一 一九八二「灰釉陶器・緑釉陶器・白磁」『多賀城跡 政庁跡本文編』宮城県教育委員会・宮城県多賀城跡調査研究所
- 高島忠平 一九七一「平城京東三坊大路東側溝出土の施釉陶器」『考古学雑誌』第五七卷第一号
- 多賀城市埋蔵文化財調査センター 一九九二『多賀城市文化財調査報告書第28集 年報5』多賀城市埋蔵文化財調査センター
- 高橋照彦 一九九三「防長産緑釉陶器の基礎的研究」『国立歴史民俗博物館研究報告』第五〇集
- 高橋照彦 一九九四「平安初期における鉛釉陶器生産の変質」『史林』第七七卷第六号
- 高橋照彦 一九九五「平安期緑釉陶器生産の展開と終焉」『国立歴史民俗博物館研究報告』第六〇集
- 高橋照彦 一九九七 a 「瓷器」『茶碗・葉碗』『様器』考 文献にみえる平安時代の食器名を巡って』『国立歴史民俗博物館研究報告』第七一集
- 高橋照彦 一九九七 b 「出土文物からみた平安時代の儀礼の場とその変化」『国立歴史民俗博物館研究報告』第七四集
- 田熊清彦 一九八七『下野国府跡 資料集Ⅲ(施釉陶器)』栃木県教育委員会・(栃木県)
- 県文化振興事業団
- 田熊清彦 一九八八「栃木県埋蔵文化財調査報告 下野国府跡Ⅵ 土器類調査報告」(栃木県文化振興事業団)
- 巽淳一郎 一九八三「古代窯業生産の展開―西日本を中心にして―」『文化財論叢』同朋舎出版
- 巽淳一郎 一九八五『日本の美術』第二三五号 陶磁(原始・古代編) 至文堂
- 巽淳一郎 一九九〇「緑釉陶器の研究状況と課題」『第9回三重県埋蔵文化財展「緑釉陶器の流れ」』三重県埋蔵文化財センター・斎宮歴史博物館
- 巽淳一郎 一九九四「施釉陶器研究の現状と課題」『古代の土器研究会 第3回シンポジウム 古代の土器研究 律令的土器様式の西東3』古代の土器研究会
- 巽淳一郎 一九九八「都城における鉛釉陶器の変遷」『日本の三彩と緑釉―天平に咲いた華―』五島美術館
- 田中広明 一九九五「関東地方の施釉陶器の流通と古代の社会」『研究紀要』第二二号 財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 田中琢 一九六七「畿内」『日本の考古学Ⅵ 歴史時代(上)』河出書房新社
- 田中琢 一九七四「鉛釉陶の生産と官宮工房」『日本の三彩と緑釉』五島美術館
- 田中琢 一九七九「三彩・緑釉」『世界陶磁全集 2 日本古代』小学館
- 田中琢 一九八四「古代窯業の展開」『講座・日本技術の社会史 第四卷 窯業』日本評論社
- 玉田芳英 一九九五「長屋王家の土器」『奈良国立文化財研究所学報第54冊 平城京左京二条二坊・三坊発掘調査報告―長屋王邸・藤原麻呂邸の調査―』奈良国立文化財研究所
- 中村平次郎 一九一五「瓷器に就て」『考古学雑誌』第五卷第一号
- 榑崎彰一 一九六六『陶器全集31 猿投窯』平凡社
- 榑崎彰一 一九六七 a 「彩釉陶器製作技法の伝播」『名古屋大学文学部研究論集』XL
- I V
- 榑崎彰一 ほか 一九六七 b 「東海」『日本の考古学Ⅵ 歴史時代(上)』河出書房新社
- 榑崎彰一 一九七二「日本における彩釉陶器の性格」『陶説』二二九
- 榑崎彰一 一九七三「陶磁大系5 三彩・緑釉・灰釉」平凡社
- 榑崎彰一 一九七四「日本の三彩と緑釉」『日本の三彩と緑釉』五島美術館
- 榑崎彰一 一九七六 a 「日本の陶磁 古代中世編2 三彩・緑釉・灰釉」中央公論社
- 榑崎彰一 一九七六 b 「日本陶磁全集 6 白瓷」中央公論社
- 榑崎彰一 一九七七『日本陶磁全集 7 三彩・緑釉』中央公論社
- 榑崎彰一 一九七九 a 「日本古代の土器・陶器」『世界陶磁全集 第2巻 日本古代』小学館
- 榑崎彰一 一九七九 b 「平安時代の施釉陶―青瓷と白瓷―」『世界陶磁全集 第2巻 日

本古代「小学館

植崎彰一 一九九〇「古代日本における施釉陶器の生成過程」『제1회東垣기념학술대

회발표요지 韓國磁器發生에關한諸問題』韓國考古美術研究所

植崎彰一 一九九八「日本における施釉陶器の成立と展開」『日本の三彩と緑釉—天平に咲いた華—』五島美術館

橋本義則 一九九七「史料から見た嵯峨院と大覚寺 嵯峨院の成立から大覚寺の再興まで」『史跡大覚寺御所跡発掘調査報告 大沢池北岸域復元整備事業に伴う調査』旧嵯

峨御所大覚寺

春名宏明 一九九一「平安期太上天皇の公と私」『史学雑誌』第一〇〇編第三号

坂野和信 一九七九「日本古代施釉陶器の再検討(Ⅰ)―初期の鉛釉陶・灰釉陶―」

『考古学雑誌』第六五卷第二号

植畑雪湖 一九九六「延喜の瓷器に就て」『考古学雑誌』第六卷第八号

平尾政幸ほか 一九九〇「平安京右京三条三坊 京都市埋蔵文化財研究所調査報告第10冊」(財京都市埋蔵文化財研究所)

平尾政幸 一九九〇a「平安時代前期の土器」『平安京右京三条三坊 京都市埋蔵文化財研究所調査報告第10冊』(財京都市埋蔵文化財研究所)

平尾政幸 一九九〇b「平安京の緑釉陶器」『第9回三重県埋蔵文化財展「緑釉陶器の流れ」』三重県埋蔵文化財センター・斎宮歴史博物館

平尾政幸 一九九三「平安京右京三条三坊」『昭和63年度京都市埋蔵文化財調査概要』(財京都市埋蔵文化財研究所)

平尾政幸 一九九四a「緑釉陶器・灰釉陶器・白色土器」『平安京提要』角川書店

平尾政幸 一九九四b「緑釉陶器の変質と波及」『古代の土器研究会 第3回シンポジウム 古代の土器研究 律令的土器様式の西東3』古代の土器研究会

藤岡了一 一九五七「奈良・平安時代の施釉陶」『世界陶磁全集 第2巻』河出書房新

社

星野達雄 一九七七「弘仁瓷器」と尾張瓷器についての覚書』『法政考古学』第一集

前川要 一九八七「平安時代における東海系緑釉陶器の使用形態について」『中近世土器の基礎研究』Ⅲ

前川要 一九八九「平安時代における施釉陶磁器の様式論的研究(下)」『古代文化』

第四一巻第一〇号

三宅米吉 一九一三「陶器概説」『考古学雑誌』第三卷第一一号

日崎徳衛 一九六九「政治上の嵯峨上皇」『日本歴史』第二四八号

本中真ほか 一九九七「史跡大覚寺御所跡発掘調査報告 大沢池北岸域復元整備事業に伴う調査」旧嵯峨御所大覚寺

山下峰司 一九九一「弘仁瓷器」と国衙工房「瀬戸市歴史民俗資料館研究紀要」X

吉川義彦ほか 一九九七「淳和院跡発掘調査報告 平安京右京四條二坊」『関西文化財調

査会

(京都国立博物館学芸課、国立歴史民俗博物館共同研究員)  
(二〇〇〇年七月二十九日受理、二〇〇一年六月二十二日審査終了)

---

## Green-Glazed Ceramics: Production, Distribution and Consumption in the Heian Period: Centering Production of the Owari District

ONO Yoshihiro

Studies on green-glazed ceramics of domestic production in the Heian period so far differ greatly from one scholar to another in historical evaluation of antiquities and interpretation of documents. However, it seems that scholars somehow vaguely believe that the historical sites which produce green-glazed ceramics were of “public character” like a government office or its equivalents.

The thorough investigation of each case, however, tells us the following facts; in provinces, not a few green-glazed ceramics were found around the governmental area such as a provincial governor’s office, but as a whole, they were not necessarily found from the centers of government offices. Especially in the Heian capital region and surrounding areas, a lot of green-glazed ceramics were found the ancient sites of the emperors’ residences such as Reizei-in, Saga-in and Junna-in. These places did not belong to “the government” in the strict sense of the word, or rather they are considered to have been private residences. It is quite reasonable to consider that the green-glazed ceramics used there were private luxurious articles.

As for the historical documents, the clause of the sixth year of Konin in *Nihon-Koki* is considered to have shown the appointment of government officers as green-glazed ceramic workers, and the clause of annual household and miscellaneous items in *Engishiki* refers the rules of offering tributes of green-glazed ceramics. These documents themselves nevertheless do not attest direct management of the ceramic production by the government.

Taking above consideration into account and re-investigating the antiquities, the author of this paper gives special attention to the fact that an ancient kiln site in the Owari district produced kiln articles related to the production of green-glazed ceramics on which the name of “Junna-in” was written. The existence of these articles indicates that there were some green-glazed ceramics which were aimed from the beginning of the production to be supplied to Junna-in which was involved in private economic activities. It also indicates the possibility of production of these ceramics in workshops other than governmental ateliers, and these workshops may well have operated by a private economic body such as Junna-in.